

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年5月15日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
厚生年金保険関係	7件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300297 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400003 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	19 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	38 万円
③ 平成 23 年 5 月 9 日	3 万円
④ 平成 23 年 8 月 12 日	9 万 5,000 円
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日	24 万円
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日	12 万 6,000 円

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 3 月 31 日  
② 平成 22 年 12 月 11 日  
③ 平成 23 年 5 月 9 日  
④ 平成 23 年 8 月 12 日  
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日  
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した賞与支給控除一覧表によると、請求者は、同社から次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までにおいて賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑥までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	19 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	38 万円
③ 平成 23 年 5 月 9 日	3 万円
④ 平成 23 年 8 月 12 日	9 万 5,000 円
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日	24 万円
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日	12 万 6,000 円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300298 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400004 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	20 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	39 万円
③ 平成 23 年 5 月 9 日	10 万円
④ 平成 23 年 8 月 12 日	10 万円
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日	19 万 5,000 円
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日	13 万円

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 3 月 31 日  
② 平成 22 年 12 月 11 日  
③ 平成 23 年 5 月 9 日  
④ 平成 23 年 8 月 12 日  
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日  
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した賞与支給控除一覧表によると、請求者は、同社から次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までにおいて賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑥までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	20 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	39 万円
③ 平成 23 年 5 月 9 日	10 万円
④ 平成 23 年 8 月 12 日	10 万円
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日	19 万 5,000 円
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日	13 万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300300 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400005 号

## 第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑤までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	20 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	39 万円
③ 平成 23 年 8 月 12 日	10 万円
④ 平成 24 年 4 月 25 日	19 万 5,000 円
⑤ 平成 24 年 8 月 10 日	13 万円

請求期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 3 月 31 日  
② 平成 22 年 12 月 11 日  
③ 平成 23 年 8 月 12 日  
④ 平成 24 年 4 月 25 日  
⑤ 平成 24 年 8 月 10 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した賞与支給控除一覧表によると、訂正請求記録の対象者は、同社から次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑤までにおいて賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主によ

り当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑤までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	20 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	39 万円
③ 平成 23 年 8 月 12 日	10 万円
④ 平成 24 年 4 月 25 日	19 万 5,000 円
⑤ 平成 24 年 8 月 10 日	13 万円

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、訂正請求記録の対象者の請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300301号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2400006号

### 第1 結論

請求者のA社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑤までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成22年3月31日	13万5,000円
② 平成22年12月11日	13万6,000円
③ 平成23年8月12日	6万7,000円
④ 平成24年4月25日	9万6,000円
⑤ 平成24年8月10日	6万4,000円

請求期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年3月31日  
② 平成22年12月11日  
③ 平成23年8月12日  
④ 平成24年4月25日  
⑤ 平成24年8月10日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

A社が提出した賞与支給控除一覧表によると、請求者は、同社から次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑤までにおいて賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑤までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成22年3月31日	13万5,000円
② 平成22年12月11日	13万6,000円

③ 平成 23 年 8 月 12 日	6 万 7,000 円
④ 平成 24 年 4 月 25 日	9 万 6,000 円
⑤ 平成 24 年 8 月 10 日	6 万 4,000 円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300302 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400007 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	19 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	38 万円
③ 平成 23 年 5 月 9 日	2 万円
④ 平成 23 年 8 月 12 日	9 万 5,000 円
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日	19 万円
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日	12 万 6,000 円

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 3 月 31 日  
② 平成 22 年 12 月 11 日  
③ 平成 23 年 5 月 9 日  
④ 平成 23 年 8 月 12 日  
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日  
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した賞与支給控除一覧表によると請求者は、同社から次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までにおいて賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑥までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	19 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	38 万円
③ 平成 23 年 5 月 9 日	2 万円
④ 平成 23 年 8 月 12 日	9 万 5,000 円
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日	19 万円
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日	12 万 6,000 円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300304 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400008 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	18 万 3,000 円
② 平成 22 年 12 月 16 日	27 万円
③ 平成 23 年 5 月 9 日	3 万円
④ 平成 23 年 8 月 12 日	9 万円
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日	21 万 8,000 円
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日	11 万 2,000 円

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 3 月 31 日  
② 平成 22 年 12 月 16 日  
③ 平成 23 年 5 月 9 日  
④ 平成 23 年 8 月 12 日  
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日  
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した賞与支給控除一覧表によると請求者は、同社から次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑥までにおいて賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑥までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	18 万 3,000 円
② 平成 22 年 12 月 16 日	27 万円
③ 平成 23 年 5 月 9 日	3 万円
④ 平成 23 年 8 月 12 日	9 万円
⑤ 平成 24 年 4 月 25 日	21 万 8,000 円
⑥ 平成 24 年 8 月 10 日	11 万 2,000 円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300337 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400009 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑤までの標準賞与額を、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	30 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	44 万円
③ 平成 23 年 8 月 12 日	12 万 5,000 円
④ 平成 24 年 4 月 25 日	27 万 5,000 円
⑤ 平成 24 年 8 月 10 日	18 万 3,000 円

請求期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 3 月 31 日  
② 平成 22 年 12 月 11 日  
③ 平成 23 年 8 月 12 日  
④ 平成 24 年 4 月 25 日  
⑤ 平成 24 年 8 月 10 日

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与支払届の提出を行ったのが厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後だったため、当該賞与の記録が保険給付の対象とならない記録とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社が提出した賞与支給控除一覧表によると請求者は、同社から次の表の第一欄に掲げる請求期間①から⑤までにおいて賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求期間①から⑤までの標準賞与額を第二欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄
① 平成 22 年 3 月 31 日	30 万円
② 平成 22 年 12 月 11 日	44 万円

③ 平成 23 年 8 月 12 日	12 万 5,000 円
④ 平成 24 年 4 月 25 日	27 万 5,000 円
⑤ 平成 24 年 8 月 10 日	18 万 3,000 円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。